

2021年2月1日

各 位

小野薬品健康保険組合

申請書類における被保険者（社員）の押印廃止について

厚生労働省からの要請により、健康保険組合ホームページに掲載している 申請書類において「被保険者（社員）」の押印を廃止することになりました のでお知らせします。

但し、「医師証明欄への医師印」や「事業主証明欄への事業主印」につきましては、今後も押印を求めます。

【おススメ】在宅勤務者やお急ぎの方は「メールによる提出」が便利！

—押印廃止で、家族の健保加入・脱退、保険証・限度額適用認定証交付の申請が早く、便利に—

《手順》

- ①健康保険組合ホームページから「申請書類」（エクセル）をダウンロードして入力
- ②「証明書類」などを取り寄せてスキャナーやスマホ撮影で画像データ作成
- ③メールに「申請書類」と「証明書類」（画像データ等）を添付して2人に送信

★Boxの「共有リンク」を使うと、以下2人と安全に申請書類の共有ができます（←再修正）

宛先 To tos.yamamoto@ono.co.jp （人事部山本）

Cc m.hisano@ono.co.jp （健保組合久野）

⇒確認後、速やかに保険証などを社内便（またはレターパック）で希望先へ送付します！

《こんなときに》

- ・在宅勤務のため印刷できない。申請したくても申請できない。
- ・至急保険証を交付してほしい
- ・入院のため、病院から「限度額適用認定証」を早急に持参するように言われた など

（注）医師証明欄がある申請書（出産育児一時金、出産手当金、傷病手当金関連の申請書や療養費支給申請書など）や領収証の提出が必要な申請書（予防接種補助金請求書、療養費支給申請書など）については、引き続き社内便（または郵送）で提出ください。